

令和5年度 大田区 小規模・事業所内保育所の指導検査

運営管理編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

令和5年度の重点項目

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか
- (イ) 労働環境や労働条件が適切か
- (ウ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか

イ 災害対策、安全確保

- (ア) 消防計画に基づく避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか
- (イ) 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか
- (ウ) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか
- (エ) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか

ウ 適正な情報提供・情報開示

- (ア) 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか
- (イ) 必要な情報を適切な方法で周知しているか

運 営 編

- 1 令和5年度からの変更・追加点について
- 2 受給資格等の確認
- 3 運営規程及び重要事項について
- 4 苦情解決、運営委員会について
- 5 職員の状況について
- 6 労働条件の明示について
- 7 職員の健康診断について
- 8 建物設備等の管理について
- 9 避難・消火訓練について
- 10 災害対策関連
- 11 基本分単価に含まれる職員・管理者
- 12 法外援護費
- 13 保護者からの実費徴収
- 14 その他指導事項等
- 15 不適切保育について

1-1 令和5年度からの変更・追加点について

安全計画の策定

観 点	基本的な考え方
・安全計画を策定しているか。	保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。
・研修及び訓練を定期的に実施しているか。	策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。
・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取組み内容等を周知しなければならない。 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

★POINT★

安全計画は保護者への周知をお願いします。

〔根拠法令等〕「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条の3

概要

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において保育所等については、**令和5年4月1日より**安全に関する事項についての計画を各施設において策定することが義務付けられた。

参照「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（事務連絡 令和4年12月15日）

安全計画では…

- 保育所等の設備の**安全点検の実施**に関すること
 - 保育士等の職員や児童に対し、**保育施設内での保育時**はもちろん、**散歩等の園外活動時**や、保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合における**バス等での運行時**など**施設外での活動**、**取組等においても、安全確保ができるために行う指導**に関すること
 - 安全確保に係る取組等を確実に行うための**職員への研修や訓練**に関すること
- これらを計画的に行うためのものであることが求められる。

保育所等は

- ◆安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。（具体的な安全計画のイメージについては、「保育所安全計画例」などを参考の上で作成すること）
- ◆安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をすべきか」を「保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと
- ◆以上の一連の対応を実施することをもって保育所等における安全計画の策定を行ったこととすること

施設長等は

- ◆実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない
- ◆利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない
- ◆PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

--

保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定(見直し)し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること ・各種訓練(災害・救急対応・不審者対応・119番通報)の実施に関する年間スケジュールを定める ・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する ・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める
6月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す
随時 ※職員の採用時又は児童の入園時	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する(再掲)
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する

1-2 令和5年度からの変更・追加点について

自動車使用時の安全確保

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、利用乳幼児の所在を確認しているか。・自動車を日常的に運行するとき、当該自動車にブザーその他の見落としを防止する装置を備えているか。・ブザーその他の見落としを防止する装置を用いて降車時の所在確認を行っているか。	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運転するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>

★POINT★

バスだけでなく、3列編成の自動車も対象となる。

2 支給資格等の確認(給付認定証)

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・支給認定証の有無を確認しているか。・支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>なお、区から送付される児童名簿等、支給認定証の記載内容を満たすものでの確認でもよい。</p>

★POINT★

確認が必要な項目は、「給付認定区分」「保育必要量」「有効期間」である。

【根拠法令等】 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
第50条（第8条準用）

3-1 運営規程及び重要事項について

観 点	基本的な考え方
施設の運営についての重要事項を定めているか。	<p>保育所は次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めて置かなければならない。 なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。</p> <ol style="list-style-type: none">①施設の目的及び運営の方針②提供する特定教育・保育の内容③職員の職種、職員数及び職務内容④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額⑥利用定員⑦家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法⑨非常災害対策⑩虐待の防止のための措置に関する事項⑪その他保育所の運営に関する重要事項

★POINT★

⑪その他保育所の運営に関する重要事項には、「苦情解決の仕組み」「個人情報取り扱い」を含む。

3-2 運営規程及び重要事項について

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。・重要事項の掲示がなされているか。・掲示されている内容は適切であるか。	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

★POINT★

- ・全ての利用申込者の同意を得ているか確認すること。
- ・重要事項は「掲示」することとあるため、壁などへの貼り付けを原則とすること。

【根拠法令等】

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第38条第1項、第50条

4-1 苦情解決について

観 点	基本的な考え方
<p>・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>・苦情の内容を記録しているか。</p>	<p>社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。</p> <p>なお、第三者委員は複数選任が望ましい。</p> <p>○第三者委員の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 ・世間からの信頼性を有するものであること。 <p>(例示)評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など</p> <p>特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>

★POINT★

- ・苦情解決の仕組みを作り、利用者への周知を図ること。
- ・第三者委員は複数選任できるよう取り組むこと。

【根拠法令等】

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第50条
(第30条第1項準用)

4-2 運営委員会について

観 点	基本的な考え方
運営委員会を設置し、適正に運営しているか。	<p>社会福祉法人又は学校法人以外が設置する保育所については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置し、適正に運営する必要がある。</p> <p>ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。</p> <p>なお、地方公共団体が設置し運営業務を委託する場合も同様である。</p>

★POINT★

- 運営委員会の実施回数は年間2回（計画と結果）実施することが望ましい。
- 運営委員会の議事録は確実に残すこと。
- 社会福祉事業について知識経験を有する者とは、評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などである。（例示）

【根拠法令等】

児発第295号通知「保育所の設置認可等について」

雇児保第10号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」

5-1 職員の状況について

観 点	基本的考え方
職員配置は適正に行われているか。	常勤の保育士とは、以下のすべてを満たす保育士 (1) <u>各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち</u> 、 (2) 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者 (1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。) (3) 労働条件通知書等で明示された就業場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育である者 (4) 1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務する者 (5) 当該保育所（一括適用の場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者である者

★POINT★

- 就業規則・雇用契約等において、非常勤職員やパート職員等とされている場合は、原則常勤職員に該当しない。
- 変形労働制を採用している場合でも、常態的にいずれかの要件を満たしていない場合は、常勤保育士としては認められない。

〔根拠法令等〕 「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」 第2条（10）

5-2 職員の状況について

登園児童に対して必要な保育士数が1名の場合の、職員の複数配置（A型）

	職員資格		適否	備 考
1	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育士証を持った 保育士（常勤）	○	
2	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育士証を持った 保育士（非常勤）	○	
3	保育士証を持った 保育士（非常勤）	保育士証を持った 保育士（非常勤）	×	保育士が2名配置されているが、常勤保育士が1名いないため。

〔根拠法令等〕事務取扱要綱第10条第1項

5-3 職員の状況について

登園児童に対して必要な保育士数が1名の場合の、職員の複数配置（B型）

	職員資格		適否	備 考
1	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育士証を持った 保育士（常勤）	○	
2	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育士証を持った 保育士（非常勤）	○	
3	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育従事者 （常勤、研修済）	○	
4	保育士証を持った 保育士（非常勤）	保育従事者 （常勤、研修済）	○	
5	保育士証を持った 保育士（常勤）	保育従事者 （非常勤、研修済）	○	
6	保育士証を持った 保育士（非常勤）	保育従事者 （非常勤、研修済）	×	2名のうち1名も常勤ではない

★POINT★ 常勤の職員がいるか、保育士証を持った職員がいるか

〔根拠法令等〕事務取扱要綱第10条第2項

5-4 職員の状況について

施設長の専任について

観 点	基本的考え方
施設長は専任と なっているか。	<p>施設長は職務に専念する必要がある。 専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専念し、かつ有給の者であること。</p> <p>ただし、保育の提供が困難であり、かつ当該施設の運営に重大な支障が生じると認められる場合に限り、保育士との兼任を可とする。</p>

★POINT★

- 施設長が早番、遅番など職員配置上の必要保育士数の1人として配置されている場合等は施設長の職務に専任しているとはいえない。

〔根拠法令等〕 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
別紙6 Ⅱ 1 (2)イ

5-5 職員の状況について

保健師等の配置について

	職員資格		配置適否	備 考
1	A：保育士証を持った 保育士（常勤） B：保育士証を持った 保育士（常勤） 保育従事者 （研修済、常勤）	保健師等 （常勤/非常勤）	○ ※	※職員配置上の問題はない。 ※保健師等配置加算における注意 大田区の保健師等配置加算を受給している場合は、保健師等は保育士として配置はできないため、保育業務を行う場合（配置基準の1人）には加算が不適用となる。 大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱 別表備考4
2	B：保育従事者 （研修済、非常勤）	保健師等 （常勤）	○ ※	※職員配置上の問題はない。 ※保健師等配置加算における注意 大田区の保健師等配置加算を受給している場合は、保健師等は保育士として配置はできないため、保育業務を行う場合（配置基準の1人）には加算が不適用となる。 大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱 別表備考4

※非常勤同士の組み合わせはA型／B型、どちらの施設においてもできないため、表から省略している。

※保健師等が2名以上いる施設でも、保育士としてのみなせるのは1名のみであることに注意。
また、保育士としてみなす場合は職員を特定しておくこと。

〔根拠法令等〕 区条例第38号第48条

6 労働条件の明示について

観 点	基本的考え方
職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	下記の（１）～（６）の労働条件は、書面の交付による明示をしなければならない。 （１）労働契約の期間 （２）期間の定めがある労働契約の更新の基準 （３）就業の場所・従事すべき業務 （４）始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休暇、労働者を２組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 （５）賃金の決定、計算・支払方法、賃金の締切、支払いの時期 （６）退職に関する事項 （７）昇給に関する事項 （８）定めをした場合に明示しなければならない事項に該当するもの

★POINT★

・パートタイム・有期雇用労働者は、昇給・退職手当・賞与の有無及び相談窓口についても文書による明示をすること。

7-1 職員の健康診断について

観 点	基本的考え方
健康診断を適切に実施しているか。 結果の記録を作成・保存しているか。	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(雇入時健康診断) 定期健康診断は1年以内に1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引き続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の <u>4分の3以上</u> の者についても同様に行うこと。

★POINT★

- 雇入時健康診断は、雇入前3か月、雇入後1か月の範囲で受けることとする。
- 雇入時健康診断を受けたものは、当該健康診断の日から1年間に限り受けた健康診断の項目に相当する項目を省略できる。

〔根拠法令等〕 労働安全衛生法第66条、第66条の10
労働安全衛生規則第43条～第45条、第52条の9～21

7-2 職員の健康診断について

健康診断項目

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査

血圧の測定

貧血の検査（血色素量、赤血球数）

肝機能検査（GOT、GTP、 γ -GTP）

血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）

血糖検査（HbA1cでも可）

尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

心電図検査

★POINT★

雇入時健康診断は上記の項目を省略できません。

8 建物設備等の管理について

POINT !

◆子どもの安全に配慮されているか

• 転倒防止

ピアノ、オルガン、空気清浄機等が簡単に動くようになっていないか

• 転落防止

棚に鍵やロック機能がついているか、棚の上や高い位置に設置してある棚から物が簡単に落ちないように配慮されているか

• 飛散防止

保育室内等にある鏡に飛散防止フィルム等が貼られているか

• 誤飲等の防止

保育室内等に乳幼児が飲みこめるサイズの磁石等が使われていないか、保育室内等に画鋸が使われていないか

• その他

保育室内のドアには指ばさみ防止がほどこされているか

乳幼児の手の届く位置に漂白剤や消毒液等が置かれていないか

消火器等が児童が簡単に扱えるようになっていないか（転倒防止等も含む）

9-1 避難・消火訓練について

観 点	基本的考え方
<p>避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。</p> <p>地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。</p> <p>訓練結果の記録を整備しているか。</p>	<p>非常災害に平静かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。児童福祉施設は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</p> <p>防災訓練については、少なくとも年に1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできる限り少なくするように配慮すること。</p> <p>実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。</p>

9-2 避難・消火訓練について

項目	頻度	注意点
避難訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">・図上訓練のみは避難訓練とならない。・必ず避難行動を伴うこと。・避難先を屋外（地上）とすること。・不審者訓練は避難訓練には該当しません。
消火訓練	毎月	<ul style="list-style-type: none">・火元を設定して行うこと。・初期消火の態勢をとることが必要。（設置場所や使い方の確認のみでは消火訓練に該当しない。）
不審者訓練	年1回以上	<ul style="list-style-type: none">・月の中で、不審者訓練のみを行う場合には、別途避難訓練及び消火訓練を実施する必要がある。
引渡し訓練	年1回以上	
通報訓練	消防計画に定めた回数	

9-3 避難・消火訓練について

よくある実施していないケース

①避難訓練等の想定内容が散歩中

散歩中に災害に遭った場合を想定して、避難訓練が行われているが、消火訓練は行われていない。

②避難訓練等の想定内容が隣家

園の隣家から出火したことを想定して、避難訓練が行われているが、消火訓練は行われていない。

③実施記録に消火訓練に係る記載がない

事前通知や計画の段階では消火訓練が想定されているが、実施記録には消火訓練について記載がない。

10 災害対策関連について

観 点	基本的考え方
カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。
消防用設備等の点検及び報告をしているか。	保育所においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。
消防用設備等の自主点検をしているか。	保育所においては、消火器等の消火器具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常点検を怠らないようにする。

★POINT★

- ・絨毯のサイズは概ね2㎡以下のものは対象外ですが、それ以外は、防災規制の対象としています。(参照：「防災の知識と実際」消防庁)
- ・法定点検の他、自主点検も実施するようお願いします。
- ・オーナーや管理会社が消防設備等の点検報告を行っている場合は、コピー等をもらうようにしてください。

11 基本分単価に含まれる職員・管理者

★POINT★

- ◆児童福祉事業等に2年以上従事したことが確認できるか又はこれと同等以上の能力を有すると認めることができるか。
- ◆常時施設の運営管理の業務に専従しているか。(他施設兼務、他職務兼務をしていないか。)
- ◆委託費からの給与支出があるか。

<基本的な考え方>

管理者は公定価格の基本分単価に含まれる。(児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。)

(注1) 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

(注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示

公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等

12-1 法外援護費について

保育士増配置加算、保健師等配置加算、調理員配置加算

観 点	基本的考え方
常勤、非常勤の取り扱いが適正になされているか。	基準職員のほかに対象となる職員が1人以上いる場合で、対象職員の勤務時間の合計が、常勤職員の月の所定労働時間の半分を上回る場合に支給する。

★POINT★

在籍職員名簿で報告した加算適用の非常勤職員の所定労働時間数について、実績が常勤職員の所定労働時間数の半分を下回る場合は、法外援護費の算定に影響が出る場合があるので、保育サービス課/運営費等請求事務センターに連絡すること。

【根拠法令等】

令和元年9月19日31こ保発第12513号 「令和2年4月からの大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱に基づく法外援護費の支給における加算適用要件について」

12-2 法外援護費について

観 点	基本的考え方
適切に提出書類が提出されているか。	小規模・事業所内保育事業を行う事業者は、運営費を請求する時は、運営費請求書のほか、会計に必要な書類を請求月の当月5月までに区長に提出しなければならない。

【よくある指摘】

①非常勤（パート）契約の保育士を常勤保育士として報告している

②退職した職員を記載している（退職等の記載がない）

③常勤／非常勤の区分を誤入力している

④資格がない職員を保育士としている

⑤異動した職員が記載されている（異動の記載がない）

⑥勤務実績のない職員が記載されている

⇒在籍職員名簿の誤りは法外援護費（金額）に影響しやすいため、特に注意が必要。誤りに気付いた場合は保育サービス課/運営費等請求事務センターに連絡し、適切に処理をすること。

【根拠法令等】

平成27年3月31日27こ保発第14187号 大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱第12条、第17条

13 保護者からの実費徴収について

観 点	基本的考え方
不適切な実費徴収が行われていないか。	受給者は、法外援護費と用途が重なる経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。

★POINT★

◆特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る経費であって、**保護者に負担させることが適当と認められないもの及び保育料に含まれるもの（制限列挙）**

- ・連絡帳 ・昼寝用の布団、上掛け、毛布等 ・給食用食器 ・哺乳瓶 ・台布巾
- ・個人のものとして持ち帰れない文房具、絵本等 ・紙おむつの廃棄費用 ・給食費

◆区立園では徴収しておらず、小規模・事業所内保育所においても同様の扱いとするよう区が要請するもの。

- ・制服、スモック、施設指定の体操服・運動靴
- ・防災頭巾、防災用ヘルメット

【根拠法令等】

「小規模・事業所内保育所における保護者からの実費徴収について（通知）」（令和元年9月19日31こ保発第12527号）

14 その他指導事項等

●保育室が変更されているが変更届が提出されていない。

⇒設備の規模、構造、配置、定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更する際は、大田区家庭的保育事業等内容変更届等の提出が必要。

●運営規程、重要事項説明書の内容が不十分、不適切

⇒育児休業中の利用可能時間等に誤りがあった。

●育児・介護休業規程が最新版に更新されていなかった。

⇒令和4年度は2度改正内容の施行があったため、未反映の園があった。

15 不適切保育について

昨年度、バスの置き去りや不適切保育に関するニュースが全国的に報道されました。今一度、保育の在り方を点検してください。

令和4年度に発生した事故・不適切保育

令和4年9月	バスの置き去り	送迎バス内に5時間置き去りにされた3歳児が熱中症で死亡。
令和4年11月	不適切保育	3～5歳児クラスで保育士2人による不適切保育。 (額を指ではじく、ベッドを揺さぶる)
令和4年12月	不適切保育	保育士として働いていた女性3人が6月にそれぞれ園児に暴行を加えた疑いで12月逮捕。
令和5年1月	不適切保育	保育士2人が園児の腕や脚をつかむ不適切保育が判明。園児が別の園児の髪の毛をつかんだ際、保育士がその手をたたいたりするなどの行為もあった。
令和5年2月	不適切保育	複数の園児に対し、頭や頬を叩くなど不適切保育をしていた。